

令和6年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱

令和6年5月10日

経済観光局長決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、広告媒体を活用して人材確保を目指す市内中小企業において、人手不足が深刻な職種（以下「人手不足職種」という。）を支援するため、予算の範囲内において、札幌市求人情報発信補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。
- 2 札幌市求人情報発信補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「広告媒体」とは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として掲載することが可能な新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ等であり、有料にて掲載を行うものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱により補助を受けることのできる者は、別表1に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。
- (1) 令和6年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
 - (2) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
 - (3) 令和6年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと（代表者が同一の場合、いずれか1社のみ申請可）。
 - (4) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
 - (5) 市税を滞納している者でないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

(8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う、第2条の規定による広告媒体を活用し、市内で勤務する人材の確保を目的とした事業である。

2 事業実施に当たっては、交付決定日から令和6年10月25日(金)までの間に広告媒体へ掲載し、かつ掲載を完了するものとする。

3 既に広告媒体への掲載を実施済み又は実施中の事業については交付申請することはできない。

4 人材確保の対象となる「人手不足職種」とは、第5回改定厚生労働省編職業分類中、「008 建築・土木・測量技術者」、「029 保育士、幼稚園教員」、「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」、「049 福祉・介護の専門的職業」、「050 施設介護の職業」、「051 訪問介護の職業」、「055 飲食物調理の職業」、「059 警備員」、「062 看守・消防員」、「063 その他の保安の職業」、「075 機械整備・修理工」、「083 貨物自動車運転の職業」、「084 バス運転の職業」、「085 乗用車運転の職業」、「086 その他の自動車運転の職業」、「092 土木の職業」、「096 清掃・洗浄作業員」をいう。上記職業分類中の更なる詳細については、別表2を参考とすること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る掲載料とする。ただし、補助対象経費からは、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、掲載料に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

(交付申請及び決定)

第7条 補助金交付の申請をする者は、交付申請書(様式1)及び次に定める添付書類を提出しなければならない。なお、交付申請の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は開業届の写し
 - (2) 直近の市税の納税証明書（指名願用）の原本
 - (3) 事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類（補助対象経費に係る見積書等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、これを適正と認めるときは、交付決定通知書（様式2）により交付決定を通知し、不適正と認めるときは不交付決定通知書（様式3）により通知する。
- 3 補助金の申請期間は令和6年5月20日（月）から令和6年9月27日（金）までとする。なお、補助金の交付決定額が予算額に達した時点で、それ以降の申請受付は行わないこととする。

（交付条件）

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和6年11月22日（金）までに事業を完了すること。ただし、天災等、真にやむを得ない事情により当該事業が期日までに完了しないことについて、市長が特に認めるときはこの限りでない。なお、事業完了とは広告媒体への掲載、採用活動及び掲載料の支払いが完了した状態をいう（ただし、広告媒体への掲載については、第4条のとおり令和6年10月25日（金）までに完了すること。）。
- (2) この要綱の規定に従うこと。

（補助対象事業の変更等）

- 第9条 補助金交付の申請をした者は、補助対象事業の内容変更又は中止しようとする場合、速やかに承認申請書（様式4）により市長に届け出なければならない。なお、内容変更（補助対象経費に変更を伴わない軽微な変更を除く）の場合は、併せて変更点が見える資料も添付すること。
- 2 計画変更等に伴い費用が増減した場合の補助金交付決定額の変更については、原則として減額変更のみとし、増額変更は認めない。
- 3 市長は前項の規定により補助対象事業の内容変更又は中止の届け出があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、承認通知書（様式5）により通知する。

（交付取消）

第10条 市長は、第7条第2項に規定される補助金交付決定通知書により交付決定を通知した後に、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合は、

交付決定取消通知書（様式 6）により補助金交付の取消を申請者に通知する。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 実施内容が補助金交付要件を満たさないと認めたとき。
- (4) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

（実績報告等）

第 11 条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日（土日又は祝日法による休日に当たる場合はその翌営業日）又は令和 6 年 12 月 6 日（金）のいずれか早い期日までに、補助対象事業実績報告書（様式 7）、銀行口座振込同意書（様式 8）及び次に定める添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、天災等、真にやむを得ない事情により当該事業の実績報告が提出できないことについて、市長が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 領収書の写し（宛名に申請者の法人・団体名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。）
- (2) 利用した広告媒体における実際の求人掲載画面又は求人掲載紙面の写し
- (3) 口座名義等が確認できる資料（振込先金融機関の通帳写しなど）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条に定める実績報告書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金額確定通知書（様式 9）により通知する。なお、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 市長は、前項の審査において補助金交付要件に適合しないと認めたときは、交付決定者に対して是正措置を求めることができる。
- 3 補助金の交付は精算払いとし、市長は、第 11 条の規定による銀行口座振込同意書の提出後、速やかに補助金を交付する。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、第 10 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付した補助金の返還を求める場合は、補助金返還通知書（様式 10）により通知する。

（書類の保管）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（雑則）

第 15 条 本要綱に定めのないものについては別途経済観光局長が決定する。

別表 1（補助対象者）

<p>中小企業等</p>	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社（※）及び個人並びに常時雇用する従業員が100人以下の法人等（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人を除く。）をいう。</p>
	<p>ただし、次の各号のいずれかを満たす者は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者 2. 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者 3. 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者 4. 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 5. その他市長が不相当と認める者

（※）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

別表 2 (「人手不足職種」の詳細)

職業分類表		
大分類	中分類	小分類
研究・技術の職業	<u>008</u> <u>建築・土木・測量技術者</u>	01 建築設計技術者 02 建築施工管理技術者 03 建築技術者（設計・施工管理を除く） 04 土木設計技術者 05 土木施工管理技術者 06 土木技術者（設計・施工管理を除く） 07 測量技術者
保育・教育の職業	<u>029</u> <u>保育士、幼稚園教員</u>	01 保育士 02 幼稚園教員 03 保育教諭
	<u>030</u> <u>学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者</u>	01 学童保育指導員 02 児童館指導員 03 保育補助者、家庭的保育者
福祉・介護の職業	<u>049</u> <u>福祉・介護の専門的職業</u>	01 社会福祉施設管理者 02 福祉相談・指導専門員 03 老人福祉施設指導専門員 04 障害者福祉施設指導専門員 05 児童福祉施設指導専門員 06 他の社会福祉施設指導専門員 07 介護支援専門員（ケアマネジャー） 08 訪問介護サービス提供責任者 09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 10 福祉用具専門相談員 99 その他の福祉・介護の専門的職業
	<u>050</u> <u>施設介護の職業</u>	01 高齢者入所型施設介護員 02 高齢者通所型施設介護員 03 障害者福祉施設介護員 99 その他の施設介護の職業
	<u>051</u> <u>訪問介護の職業</u>	01 訪問介護員 02 訪問入浴介助員
サービスの職業	<u>055</u> <u>飲食物調理の職業</u>	01 日本料理調理人 02 西洋料理調理人 03 中華料理調理人 04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 05 飲食チェーン店等調理員 06 学校給食調理員 07 給食等調理員（学校を除く） 08 調理補助者、調理人見習 09 バーターンダー

		99 その他の飲食物調理の職業
警備・保安の職業	059 <u>警備員</u>	01 施設警備員 02 道路交通誘導員、雑踏警備員 99 その他の警備員
	062 <u>看守・消防員</u>	01 看守 02 消防員
	063 <u>その他の保安の職業</u>	99 その他の保安の職業
製造・修理・塗装・製図等の職業	075 <u>機械整備・修理工</u>	01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 02 電気機械器具整備・修理工 03 自動車整備・修理工 04 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
配送・輸送・機械運転の職業	083 <u>貨物自動車運転の職業</u>	01 大型トラック運転手 02 中型・小型トラック運転手 03 トレーラートラック運転手 04 ダンプカー運転手 99 その他の貨物自動車運転の職業
	084 <u>バス運転の職業</u>	01 路線バス・貸切バス運転手 02 送迎バス運転手
	085 <u>乗用車運転の職業</u>	01 自家用乗用車運転手（役職員送迎） 02 自家用乗用車運転手（利用者送迎） 03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く） 04 介護タクシー運転手 99 その他の乗用車運転の職業
	086 <u>その他の自動車運転の職業</u>	99 その他の自動車運転の職業
建設・土木・電気工事の職業	092 <u>土木の職業</u>	01 建設・土木作業員 02 舗装作業員 03 鉄道線路工事作業員 04 ダム・トンネル掘削作業員
運搬・清掃・包装・選別等の職業	096 <u>清掃・洗浄作業員</u>	01 ビル・建物清掃員 02 ハウスクリーニング作業員 03 旅館・ホテル客室清掃整備員 04 道路・公園清掃員 05 ごみ収集・し尿汲取作業員 06 産業廃棄物収集作業員 07 乗物洗浄・清掃員 99 その他の清掃・洗浄作業員

【出典】独立行政法人労働政策研究・研修機構「第5回改定厚生労働省編職業分類 職業分類表」